

平成 26 年 6 月 9 日

関係各位

株式会社宮入バルブ製作所  
代表取締役社長 平綿孝之

## 小林達也氏およびBMシンドウ株式会社に対する破産手続開始決定のご報告

謹啓 貴下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より格別のご高配を賜りまして誠に有難うございます。

当社は、平成 21 年 9 月、東京地方裁判所において、MSエイジア株式会社およびその連帯保証人（小林達也氏）に対する貸金 30 億 5 千万円、約定利息および遅延損害金の支払を求める勝訴判決、また、平成 21 年 11 月、同裁判所において、BMシンドウ株式会社およびその連帯保証人（尾崎孝信氏）に対する貸金 4 億 8 千万円、約定利息および遅延損害金の支払を求める勝訴判決を取得いたしました。

当社は、その後、各当事者に対する債権回収を実行して参りましたが、これ以上の資産の調査には限界があると考え、今後の債権回収を破産管財人に委ねるべく、平成 26 年 4 月および 5 月、MSエイジア株式会社、小林達也氏、BMシンドウ株式会社、尾崎孝信氏に対する、債権者としての破産申立を行いました。そして、東京地方裁判所は、平成 26 年 6 月 4 日、小林達也氏およびBMシンドウ株式会社に対して破産手続開始決定（旧破産法での「破産宣告」）を出しましたので、ご報告申し上げます。

なお、東京地方裁判所は、近日中に、MSエイジア株式会社および尾崎孝信氏に対しても破産手続開始決定を出すことが予想されております。

謹白

平成26年(フ)第1912号

決 定

東京都杉並区 [REDACTED]  
債務者(破産者) 小林 達也

主 文

債務者小林 達也について破産手続を開始する。

理 由

一件記録によれば、債務者が支払不能の状態にあることが認められる。  
よって、主文のとおり決定する。  
なお、この決定に併せて、下記のとおり定める。

記

- 1 破産管財人 東京都中央区銀座 [REDACTED]  
[REDACTED]法律事務所  
弁護士 [REDACTED]
- 2 債権届出期間 平成26年7月9日まで
- 3 財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集  
会の各期日 平成26年10月7日午前10時
- 4 債権調査期日 平成26年10月7日午前10時

平成26年6月4日午後5時

東京地方裁判所民事第20部

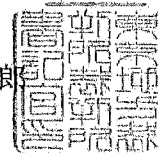
裁 判 官 村 木 洋 二

これは正本である。

平成26年6月4日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 浅 香 大八郎



平成26年(フ)第3194号

決 定

東京都港区南麻布5丁目3番地20号  
債務者(破産者) BMシンドウ株式会社  
代表者代表取締役 尾崎 孝信

主 文

債務者BMシンドウ株式会社について破産手続を開始する。

理 由

一件記録によれば、債務者が支払不能の状態にあることが認められる。  
よって、主文のとおり決定する。  
なお、この決定に併せて、下記のとおり定める。

記

- 1 破産管財人 東京都中央区銀座 [REDACTED]  
[REDACTED]法律事務所  
弁護士 [REDACTED]
- 2 債権届出期間 平成26年7月9日まで
- 3 財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集  
会の各期日 平成26年10月15日午前10時
- 4 債権調査期日 平成26年10月15日午前10時

平成26年6月4日午後5時

東京地方裁判所民事第20部

裁 判 官 石 渡 圭

これは正本である。

平成26年6月4日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 有馬 隆

